

標榜診療科名の現状と経緯について

I. 医業・歯科医業の診療科名の標榜について

広告が可能な医業・歯科医業の診療科名については医療法において規定されており、具体的には現在、医療法施行令（政令）において37種、医療法施行規則（省令）において1種（麻酔科）の診療科に限定されている。

○医療法（昭和二十三年法律第二百五号）抜粋

第六条の五 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

- 一 医師又は歯科医師である旨
- 二 診療科名
- 三 ～ 十三（略）

2 ～ 4（略）

第六条の六 前条第一項第二号の規定による診療科名は、医業及び歯科医業につき政令で定める診療科名並びに当該診療科名以外の診療科名であつて当該診療に従事する医師又は歯科医師が厚生労働大臣の許可を受けたものとする。

- 2 厚生労働大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、医学医術に関する学術団体及び医道審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の許可をするに当たっては、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 第一項の規定による許可に係る診療科名を広告するときは、当該診療科名につき許可を受けた医師又は歯科医師の氏名を、併せて広告しなければならない。

○医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）抜粋

（広告することができる診療科名）

第三条の二 法第六条の六第一項に規定する政令で定める診療科名は、次のとおりとする。

- 一 医業については、内科、心療内科、精神科、神経科、呼吸器科、消化器科、循環器科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚泌尿器科、性病科、こう門科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、気管食道科、リハビリテーション科及び放射線
 - 二 歯科医業については、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科
- 2 前項第一号に掲げる診療科名のうち、次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に掲げ

る診療科名に代えることができる。

- 一 神経科 神経内科
- 二 消化器科 胃腸科
- 三 皮膚泌尿器科 皮膚科又は泌尿器科
- 四 産婦人科 産科又は婦人科

○医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）抜粋

第一条の十 法第六条の六条第一項の規定による診療科名として麻酔科（麻酔の実施に係る診療科名をいう。以下同じ。）につき同項の許可を受けようとする医師は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名、住所、生年月日、略歴、医籍の登録番号及び医籍の登録年月日
- 二 申請者の従事先の名称、診療科名及び役職又は地位
- 三 次に掲げる麻酔の実施に係る業務（以下「麻酔業務」という。）に関する経歴
 - イ 麻酔業務を行つた期間
 - ロ 麻酔を実施した症例数
 - ハ 麻酔業務を行つた施設名
 - ニ 麻酔の実施に関して十分な指導を行うことのできる医師（以下「麻酔指導医」という。）の氏名

麻酔科標榜資格審査基準について

医療法施行規則第1条の10の規定及び平成17年5月2日付厚生労働省医政局長通知により定められている。

- ・【基準1】医師免許を受けた後、麻酔の実施に関して十分な修練を行うことのできる病院又は診療所において、2年以上修練をしたこと。
許可者数累計 10,092名（平成19年1月11日現在）
- ・【基準2】医師免許を受けた後、2年以上麻酔の業務に従事し、かつ、麻酔の実施を主に担当する医師として気管への挿管による全身麻酔を300症例以上実施した経験を有していること。
許可者数累計 6,122名（平成19年1月11日現在）
- ・【基準3】海外の医療機関で麻酔の修練を受けた期間がある場合には、麻酔の修練が許可基準を満たすことについて、当該医療機関が証明する資料を添付すること。
許可者数累計 127名（平成19年1月11日現在）

II. 経緯

昭和23年に現行医療法が制定され、広告が可能な医業・歯科医業の診療科名16種の診療科名が定められ、以後昭和53年までに、17種が追加され33種となった（次頁表）。

平成4年には、医療法改正により、医業・歯科医業において広告できる診療科名（標榜診療科名）として、医学医術に関する学術団体及び医道審議会の意見を聴いて政令（医療法施行令）で定めることとされ、それまで医療法で規定されていた33診療科名がそのまま政令に規定された。

その後、平成5年3月に医道審議会診療科名標榜専門委員会を設置し、新たな診療科名の追加を含め、今後の標榜診療科名の在り方について検討が行われ、平成8年同審議会において5種の標榜診療科名が加えられている（あわせて理学療法科を廃止）。

(表) 診療科名の改正経過

標榜診療科の変遷について

	標榜診療科の変遷
昭和23年 (医療法制定時)	内科、精神科、小児科、外科、整形外科、皮膚ひ尿器科（又は皮膚科、ひ尿器科）、産婦人科（又は産科、婦人科）、眼科、耳鼻いんこう科、理学診療科（又は放射線科）、歯科
昭和25年 (法改正)	神経科、呼吸器科、消化器科（又は胃腸科）、循環器科、性病科、こう門科
昭和27年 (法改正)	気管食道科
昭和40年 (法改正)	脳神経外科、放射線科の独立
昭和50年 (法改正)	神経内科、形成外科
昭和53年 (法改正)	美容外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、矯正歯科、小児歯科
平成4年	医療法改正により、診療科名（標榜診療科名）については、政令（医療法施行令）で定めることとされる
平成8年追加 (政令（医療法施行令）改正)	アレルギー科、心療内科、リウマチ科、リハビリテーション科（「理学療法科」の廃止）、歯科口腔外科

厚生労働大臣の許可を得た診療科名

麻酔科

- ・麻酔科は昭和35年特殊標榜科目（許可制の標榜科）として認可された。